

平成29年度における佐賀県地域職業訓練実施計画

平成29年4月3日

佐賀県

佐賀労働局

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、佐賀県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に佐賀労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

佐賀県内の雇用情勢は着実に改善しているものの、一部に厳しさが見られる状況にあり、また、少子高齢化が進展する中、本県の持続的な経済成長のためには、「働き方改革」の推進等を通じた非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正、人材育成の強化・人材確保対策の推進、地方創生の推進及び労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりなどにより、労働環境の整備・生産性の向上を図ることが喫緊の課題である。これらの課題に対応し、また、離職者の着実な就職促進を図るため、

職業能力のミスマッチを解消し再就職の実現に資する職業訓練を実施するとともに、県内産業界や地域の人材ニーズに合致した多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、若年者については、完全失業率が年齢計に比べて相対的に高水準で推移し、フリーターやニートである若年者がいまだに多い状況となっている。このため、今後の社会を支えていく若年者が職業能力を高めることができるよう、若年者にとって良好な雇用機会の創出やその育成のための施策を重点的に実施する必要がある。併せて、能開法第15条の4第1項に規定する職務経歴等履歴書（以下「ジョブ・カード」という。）を活用し、若年者の能力向上を図り、安定的な雇用への円滑な移行を促進することが重要である。

また、女性については、出産・子育ての時期にある年齢層の就業率が低い状況にあり、女性の活躍を促進するため、出産等でキャリアを中断した女性の再就職を支援することが重要である。

高齢者については、60歳を過ぎても多くの高齢者が就業しており、年齢に関わりなくいつまでも働き続けたいという者も多い状況である。生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の職業能力開発を推進していくことも重要である。

我が国の持続的な経済成長のためには、企業が付加価値の高い分野又はIT、観光、農業分野等の今後成長が見込まれる分野への展開を図ることが重要であり、そのために必要となる人材の育成を行うことが必要である。

また、我が国の基幹的な産業であるものづくり現場を支えてきた熟練技能者が、徐々に職業生活からの引退過程を迎えているため、ものづくり現場を支える熟練した技能及びこれに関する知識が若年者に円滑に継承されるよう、当該現場の戦力となる人材の育成を図ることが重要である。このため、事業主等による多様な職業能力開発を一層推進するほか、公共職業能力開発施設においては、職業訓練指導員を派遣する等、事業主等による職業能力開発を支援するとともに、中小企業事業主等の人材ニーズに対応した職業訓練及びものづくり現場の戦力となる若年技能労働者の育成を一層推進する必要がある。

さらに、我が国の産業構造や資源には地域特性が個々に異なっていることから、地域のニーズを踏まえた職業訓練を実施することが必要である。

障害者については、法定雇用率の引き上げ、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）による障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の改正等を背景として、その就労意欲が高まっており、新規求職申込件数が年々増加している。このため、障害者の実質的な社会参加に向けて、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが求められている。また、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、障害者雇用促進施策と障害者福祉施策が有機的な連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

母子家庭等支援施策、生活保護制度や生活困窮者の自立支援施策については、母子家庭、父子家庭、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている世帯や生活困窮者（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第1項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。）の自立・就労を支援する必要性が高まっていることから、地方公共団体等関係機関との連携を強化した上で、母子家庭の母、父子家庭の父、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者や生活困窮者に対する職業能力開発を含めた就労支援の充実を図ることが必要である。

(2) 平成 28 年度における公的職業訓練をめぐる状況

平成 28 年度の佐賀県内における新規求職者のうち、求職者支援法第 2 条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は平成 28 年 11 月末現在で 15,390 人であった。

そうした中、平成 28 年度の職業訓練の受講者数は次のとおりであった。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）978 人（平成 28 年 11 月末現在）
- ・ 求職者支援訓練 132 人（平成 28 年 11 月末現在）

平成 28 年度の職業訓練の就職率は次のとおりであった。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）うち
 - 委託訓練（県立産業技術学院） 77.9%（平成 28 年 7 月末現在）
 - 施設内訓練（佐賀職業能力開発促進センター） 81.2%（平成 28 年 8 月末現在）
- ・ 求職者支援訓練
 - 基礎コース 56.8%
 - 実践コース 59.5%

注 1 求職者支援訓練については、平成 26 年 4 月に開講した職業訓練コースから雇用保険適用就職率を目標設定に用いている。

注 2 施設内訓練は平成 28 年 4 月から平成 28 年 8 月末までの、委託訓練は同年 7 月末までの訓練修了者等の訓練修了後 3 か月の就職率である。

注 3 求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは、平成 27 年 4 月以降、平成 28 年 3 月末までに修了したコースの訓練修了者等の訓練修了後 3 か月の就職率である。

- ・ 在職者訓練の受講者数は、平成 28 年 11 月末現在で 673 人であった。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 実施方針

離職者を対象とする職業訓練については、佐賀県内において人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等の人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、県内における職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、佐賀労働局、佐賀県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「支援機構」という。）佐賀支部をはじめとする関係地方自治体・行政機関、訓練実施機関・団体や労使団体等の幅広い連携・協力関係を密にして、佐賀県の人材育成に取り組むこととする。また、職業能力評価制度、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の普及も進めていくこととする。

(2) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

離職者訓練については、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、知識の付与及び実習による技能の習得など、訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会を、佐賀県が能開法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき設置する施設（障害者職業能力開発校を除く。）において実施する職業訓練との役割分担を踏まえつつ提供し、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた支援を実施するものとする。

本県における施設内訓練として実施する職業訓練については、民間教育訓練機関では実施できない「ものづくり分野」において実施する。

また、雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母等のひとり親等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、特性に応じた職業訓練を実施するものとする。

出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。また、多様な民間教育訓練機関等を活用し、育児中の女性等のリカレント教育に資する職業訓練の実施を検討し、早期就職を支援する。さらに、これまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者を対象として、国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースを新設・拡充し、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を検討するものとする。

効果的な離職者訓練の実施のための取組として、県内産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。離職者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該離職者訓練の受講者に対し、公共職業安定所との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施するとともに、安定的な雇用への円滑な移行を実現するためには、これまで以上に高い職業能力が求められることから、就職の実現に必要なとされる知識・技能を習得するための訓練カリキュラムの見直し等を行うことで、就職率の向上を図るものとする。

委託訓練については、就職実績に応じた委託費の支給を行うほか、佐賀労働局、県内地方公共団体、労使団体等関係機関の協働により、県内産業界や地域の人材ニーズに即した訓練カリキュラムの開発・検証等を推進することにより、就職率の向上を図るものとする。

① 施設内訓練に係る実施規模と分野

ア 佐賀県立産業技術学院

- 産業技術学院では、高等学校新卒者や若手離転職者を対象に、ものづくり分野の職業訓練科目を設定し、施設内訓練を実施する。

生産現場で即戦力となる若手・技能者を育成するための訓練を実施する。

- 平成 29 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。
全ての訓練科を 29 歳以下、普通課程 2 年コースで実施する。

施設名称	訓練科名	定員
佐賀県立 産業技術学院	建築技術・設計科	15人
	機械技術科	20人
	自動車工学科	15人
	電気システム科	20人
	木工芸デザイン科	10人
合計	5科	80人

イ 支援機構佐賀支部 佐賀職業能力開発促進センター

- ・ 佐賀職業能力開発促進センターでは、地域の事業主団体や事業主等業界の人材ニーズを基に、主にものづくり分野であって、委託訓練等民間教育訓練機関では実施が難しいコースを設定する。

(ア) 普通職業訓練短期課程

- ・ 佐賀職業能力開発促進センターでは、普通職業訓練短期課程を実施する。
(訓練期間：6ヶ月)
- ・ 平成29年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	訓練科名	定員
佐賀職業能力 開発促進センター	CAD/NC オペレーション科	60人
	板金・溶接施工科	60人
	電気設備施工科	72人
	住環境 CAD 科	96人
合 計	4科	288人

(イ) 日本版デュアルシステム (短期課程活用型)

- ・ 日本版デュアルシステム (短期課程活用型) では、概ね45歳未満の若年求職者の方を対象に、佐賀職業能力開発促進センターで実施する職業訓練と企業等での実習を組み合わせて実施する。(訓練期間：6ヶ月)
- ・ 平成29年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	訓練科名	定員
佐賀職業能力 開発促進センター	機械加工技術科	36人
	電気システム施工科	30人
合 計	2科	66人

(ウ) 橋渡し訓練 (集合型)

- ・ 上記(ア)訓練コース開講前に、橋渡し訓練を行う。(訓練期間：1ヶ月)

施設名称	定員
佐賀職業能力開発促進センター	30人

② 委託訓練に係る実施規模と分野

ア 佐賀県立産業技術学院

- ・ 委託訓練では、専修学校、NPO法人等民間教育訓練機関の様々な教育資源を活用しながら、地域の雇用情勢や産業界のニーズに的確に対応し、雇用が見込まれる分野の職業訓練を、機動的かつ弾力的に実施する。

(ア) 離職者訓練

- ・ 平成29年度に開始する訓練の訓練定員を873人として実施する。
- ・ 訓練分野は、雇用の受け皿として期待される介護、医療などの分野やIT、会計経理、ビジネス実務等企業の即戦力となる人材を養成する訓練を充実する。

- ・ 一旦離職した女性や母子家庭の母等が安心して職業訓練を受講できる環境を整備するため、託児サービス付のコースを設定する。
- ・ 学卒未内定者、中高年齢者、定住外国人等、多様なニーズに配慮したコースを設定する。
- ・ 平成 29 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	区分	定員
佐賀県立 産業技術学院	建設系	0人
	事務系	249人
	情報系	296人
	サービス系	57人
	介護系	161人
	その他	110人
合計	6系	873人

(イ) 離職者訓練（障害者）

障害者委託訓練では、特に法定雇用率が未達成である企業や、障害者の雇用の経験の乏しい企業等を開拓しつつ、知識・技能習得訓練コースにおいて就職支援を実施するなど、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。

併せて、採用時に必要なコミュニケーション能力等の社会的スキルが乏しい障害者に対して、就職活動や就職の実現に資する委託訓練を引き続き実施するものとする。

障害者に対する効果的な公共職業訓練の実施のための取組として、障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練内容等の見直しを行うものとする。

また、障害者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

さらに、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、佐賀県障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の規定に基づき、都道府県が定める計画をいう。）を踏まえ、障害者福祉施策と密接な連携を図るものとする。

- ・ 平成 29 年度に開始する訓練の訓練定員を 74 人として実施する。
- ・ 障害のある方の職業的自立を支援するため、各人の能力や適性に応じた職業的基礎と技能を身に付ける職業訓練を実施する。

- ・ 平成 29 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

訓練コース名	訓練期間	定員
知識・技能習得訓練コース	3か月又は4か月	30人
実践能力習得訓練コース	3か月	15人
eラーニングコース	4か月	5人
特別支援学校早期訓練コース	2か月	24人
合計		74人

(3) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

在職者訓練については、県内の産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

効果的な在職者訓練の実施のための取組として、県内の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した実施方法等により行うものとする。

① 施設内訓練に係る実施規模と分野

ア 佐賀県立産業技術学院

- ・ 平成 29 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

(ア) レディーメイド訓練

- ・ あらかじめテーマ、訓練実施日時等が設定したうえで在職者技能向上訓練を実施し、県内企業の人材育成を図る。

施設名称	担当科	コース数	定員
佐賀県立 産業技術学院	建築技術・設計科	1	15人
	機械技術科	1	10人
	自動車工学科	1	10人
	電気システム科	3	50人
	木工芸デザイン科	1	10人
合計	5科	7コース	95人

(イ) オーダーメイド訓練

- ・ 県内企業が「必要なときに」「必要な訓練を受ける」ことができる「オンデマンド型」の在職者技能向上訓練を実施することにより、県内企業の競争力を高め、持続的な発展に寄与すること人材育成を図る。

平成 29 年度実施計画—30件

イ 支援機構佐賀支部 佐賀職業能力開発促進センター

- ・ 佐賀職業能力開発促進センターでは、ものづくり分野を中心に、事業主等の人材

育成ニーズに基づき計画・実施するレディメイドセミナーや、事業主団体及び事業主等の要望に応じて実施するオーダーメイドセミナーを行う。

さらに、職業能力開発促進センター等に「生産性向上人材育成支援センター」を設置して、在職者訓練のコーディネート等を行うことにより、中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援する。

- 平成 29 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	訓練分類	コース数	定員
佐賀職業能力 開発促進センター	機械系	26	260人
	金属・溶接系	16	160人
	電気・電子系	12	120人
	居住系	2	20人
合計	4系	56コース	560人

(4) 求職者支援訓練の対象者数等

① 実施規模と分野

- 計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者・自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう310人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模480人を上限とする。
- 求職者支援訓練については、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の53%程度）。
- その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。
- 実践コースのその他の分野について、成長分野や基幹産業でより横断的に活用できる技能の習得や安定した就職の実現に資するよう、地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野や特定の対象者を念頭に置いた訓練コースの設定にも努めることとする。
- 県内において訓練機会の提供が不足している地域について、地域ニーズ枠を設定することとし、当該地域の訓練ニーズ及び公共職業訓練（離職者訓練）の実施状況等を踏まえた上で、認定規模の10%以内で設定することとする。
- 求職者支援訓練のうち、次の上限値以下で新規参入となる職業訓練を認定する。
 - イ 基礎コース 上限値 20%
 - ロ 実践コース 上限値 20%
- 求職者支援訓練は、佐賀県地域職業訓練実施計画に則して、四半期ごとに認定する（佐賀県地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。）ものである。
 - 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、
 - イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから
 - ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

- ・平成29年度の訓練認定分野、規模及び認定における規定は以下のとおりである。
- ※1 1訓練コースの定員数は、10～20人とする。ただし、基礎コース、介護福祉分野、営業・販売・事務分野については15人を上限とする。
- ※2 基礎コースの「地域ニーズ枠」は、ハローワーク武雄・鹿島管轄区域内（武雄市、鹿島市、嬉野市、藤津郡、杵島郡）において実施する優先枠として設定し、それぞれの認定枠の内数である。なお、当該枠の認定がない場合、翌期以降に同じ地域ニーズ枠として設定することができる。
- ※3 「その他の分野」については、表示している実践コースの分野以外で、特に佐賀県において求人ニーズが高い職種とする。なお、「その他の分野」の認定枠の内数のうち、「警備・保安分野」、「輸送サービス分野」、「成長が見込まれる分野（環境、農業、観光）」及び「建設分野」の認定申請があった場合は、優先して選定する。
- ※4 基礎コース、実践コースの各分野で、同月、同地域（ハローワーク管轄単位）の認定申請が複数重なった場合は、開講月、地域の重複を避けるため、重複しない開講月、地域の申請を優先する。
- ※5 新規参入枠（規模）は、四半期ごとに、基礎コースは20%以内、実践コースは分野全体の20%以内とするが、1コースの定員に満たない場合であっても、1コースは枠として設定できることとする。ただし、「地域ニーズ枠」、「その他の分野」内優先枠の「警備・保安分野」、「輸送サービス分野」、「成長が見込まれる分野（環境、農業、観光）」及び「建設分野」はすべて新規参入枠として認定することも可能とし、新規参入枠（規模）の別枠とする。
- ※6 認定枠が1コース分しかないコース、分野に対して、実績枠と新規参入枠の申請があった場合には実績枠を優先する。
- ※7 基礎コース、実践コースの各分野で認定数が上限を下回った場合、翌期以降の同コース・同分野に繰り越すことができる。
- ※8 実践コースの全国共通分野（情報、介護福祉、医療事務）で認定数が上限を下回った場合には、申請の状況及び次期以降の計画等を鑑み、必要に応じ、同一認定期間の「営業・販売・事務分野」または「その他の分野」に振り替えることができる。
- ※9 実践コースの全国共通分野以外の訓練分野（営業・販売・事務、その他）のいずれかで認定数が上限を下回った場合には、申請の状況及び次期以降の計画等を鑑み、必要に応じ、同一認定期間の他方の分野に振り替えることができる。
- ※10 第3四半期及び第4四半期においては、前期の繰り越し分について、基礎コース・実践コース間の振り替えや実践コースの他の分野への振り替えを行うことができる。

佐賀県における平成29年度の求職者支援訓練の実施規模と分野(暫定)

	基礎コース		実践コース					合計	
		地域ニーズ枠 (※2)	IT(情報技術) 分野	介護福祉分野	医療事務分野	営業・販売・ 事務分野	その他の分野 (※3)		小計
29年4～6月	75	(15)		15	20	30	20	85	160
29年7～9月	60		15	15		15	15	60	120
29年10～12月	45			15	20	30	15	80	125
30年1～3月	45			15		15	0	30	75
計	225	(15)	15	60	40	90	50	255	480

- ※11 実践コースの各分野で、第4四半期において認定数が上限を下回り1コースに満たない端数が生じた場合、当該端数を集約して、別途指定する分野に振り替えることができる。
- ※12 認定は、四半期毎に行う。認定単位期間毎の具体的な内容は、佐賀労働局のホームページ

及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部のホームページで周知する。

4 公的職業訓練受講者等に対する就職支援等の充実

- ・ 公的職業訓練受講希望者には、公共職業安定所においてジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた訓練コースの選択を支援する。
- ・ 求職者支援訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。
- ・ また、公共職業訓練の受講者においても、訓練終了後の就職に向けたきめ細かい支援を行う必要がある。
- ・ このため、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を活かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- ・ また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に作成支援したジョブ・カード等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。
- ・ なお、求職者支援訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のための公共職業訓練（離職者訓練）の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

5 推進体制

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練を合わせた訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、佐賀労働局・佐賀県・支援機構佐賀支部が一体的に公的職業訓練の実施に係る調整を行っていくことはもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。
- ・ このため、平成 29 年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。
- ・ 地域訓練協議会においては、公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練に係る訓練分野及び訓練規模、時期、地域等について具体的な調整を行うため、職業訓練実施機関（佐賀労働局職業安定部地方訓練受講者支援室、佐賀県産業労働部産業人材課、支援機構佐賀支部）からなるワーキング・チームを開催することとする。
- ・ このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施等に資するため、佐賀県地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。
- ・ 今後も、佐賀県地域訓練協議会を開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。

6 就職率の目標

- ・ 求職者支援訓練受講者の雇用保険適用就職率は、基礎コース 55%、実践コース 60%を目指す。
- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）の訓練 3 ヶ月後における就職率は、施設内訓練で 80%、委託訓練で 75%を目指す。
- ・ 障害者等に対する委託訓練の訓練 3 ヶ月後における就職率は、60%を目指す。

平成29年度における佐賀県地域職業訓練実施計画総括表

分野	総計	公共職業訓練						求職者 支援訓練
		離職者訓練				在職者訓練		
		施設内訓練		委託訓練		施設内訓練		
		佐賀職業能力開 発促進センター	県立産業技術学院	県立産業技術学院	県立産業技術学院 (障害者)	佐賀職業能力開 発促進センター	県立産業技術学院	
基礎分野	500人			IT 初級科 190人 コミュニケーション力養成科 85人				225人
電気・電子関係	292人	電気設備施工科 72人 電気システム施工科 (デュアル) 30人	電気システム科 20人			電気・電子系 120人	電気システム科 50人	
機械関係	386人	CAD/NCオペレーション科 60人 機械加工技術科 (デュアル) 36人	機械技術科 20人			機械系 260人	機械技術科 10人	
自動車関係	25人		自動車工学科 15人				自動車工学科 10人	
金属関係	220人	板金・溶接施工科 60人				金属・溶接系 160人		
建設関係	166人	住環境CAD科 96人	建築技術・設計科 15人	作業・機械免許取得科 20人		居住系 20人	建築技術・設計科 15人	
木工関係	20人		木工芸デザイン科 10人				木工芸デザイン科 10人	
介護関係	221人			介護福祉士養成科 16人 介護員養成科 65人 介護/パソコン科 20人 介護職員初任者・実務者研修科 25人 介護サービス科 35人				60人
販売・事務関係	420人			IT初級～中級連続科 86人 IT中級科 20人 会計事務実践科 22人 会計/パソコン科 20人 簿記会計科 40人 ウェディング・ブライダル コーディネーター育成科 20人 企画・販売実務科 40人 医療事務養成科 22人 医療事務・介護事務養成科 20人				130人
(うち医療事務)	(82人)							(40人)
IT関係	15人							15人
その他	281人 うち障害者訓練 (74人)	導入訓練 30人		保育士養成科 12人 調理師養成科 5人 提案型 75人 その他 35人	知識・技能習得訓練コース 30人 実践能力習得訓練コース 15人 e-ランニングコース 5人 特別支援学校早期訓練コース 24人		オーダーメイド訓練 30件	50人
合計	2,546人	384人	80人	873人	74人	560人	95人	480人

※1 この総括表は、平成29年度において佐賀県内で実施されるすべての公的職業訓練を訓練分野・実施施設等ごとに区分したものである。

※2 分野区分については、各実施施設における統計上等の分類方法によらず一般的に分かりやすい表記とした。

※3 このうち「基礎分野」は、求職者支援訓練の基礎コースと同様の「多くの職種に共通する基本的能力を習得するための」訓練コースを分類した。

平成29年度離職者訓練実施計画参考資料（施設内訓練、委託訓練、求職者支援訓練）

【佐賀県内全体】

○職業能力開発施設：ポリテクセンター佐賀、佐賀県立産業技術学院

○ハローワーク：佐賀、唐津、武雄、伊万里、鳥栖、鹿島

★人手不足分野：介護系分野、警備・保安系分野、輸送サービス系分野、建設分野

※求職者支援訓練は四半期毎の計画数。（コース数については1コース15人定員として計上）

※機構立施設内訓練「その他」…導入訓練

※黒字は佐賀地区で実施される訓練、緑字は唐津、伊万里地区で実施される訓練、青字は鳥栖地区で実施される訓練、赤字は武雄、鹿島地区で実施される訓練を表している。

※国費委託訓練「その他」…6月開講以降は「提案型」訓練で訓練分野が未定。3月開講コースに計上している2コースは、開始月も含めて今後の情勢等を鑑み適宜実施するコース。

訓練区分	訓練分野	H29年度計																									
		4月開講コース		5月開講コース		6月開講コース		7月開講コース		8月開講コース		9月開講コース		10月開講コース		11月開講コース		12月開講コース		1月開講コース		2月開講コース		3月開講コース			
		コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数		
国庫委託訓練	農業・林業・鉱業系	0	0																								
国庫委託訓練	建設系	0	0																								
国庫委託訓練	製造系	0	0																								
国庫委託訓練	事務系	13	249	1	20	1	22	1	20	1	20	1	20	2	42	1	15	1	20			1	20	1	20		
国庫委託訓練	情報系	14	296	1	22	1	20	1	22	1	22	1	20			1	20	1	22	1	22	1	22				
国庫委託訓練	サービス系	5	52	2	8							1	20											1	20		
国庫委託訓練	介護系	9	161	3	36				1	20				1	25					1	25			1	20		
国庫委託訓練	その他	7	115	1	5			1	15	1	20		1	20			1	20						2	35		
都道府県費負担委託訓練	農業・林業・鉱業系	0	0																								
都道府県費負担委託訓練	建設系	0	0																								
都道府県費負担委託訓練	製造系	0	0																								
都道府県費負担委託訓練	事務系	0	0																								
都道府県費負担委託訓練	情報系	0	0																								
都道府県費負担委託訓練	サービス系	0	0																								
都道府県費負担委託訓練	介護系	0	0																								
都道府県費負担委託訓練	その他	0	0																								
都道府県立校施設内訓練	農業・林業・鉱業系	0	0																								
都道府県立校施設内訓練	建設系	1	15	1	15																						
都道府県立校施設内訓練	製造系	4	65	4	65																						
都道府県立校施設内訓練	事務系	0	0																								
都道府県立校施設内訓練	情報系	0	0																								
都道府県立校施設内訓練	サービス系	0	0																								
都道府県立校施設内訓練	介護系	0	0																								
都道府県立校施設内訓練	その他	0	0																								
都道府県立校施設内訓練	小計	0	0																								
ポリテク施設内訓練	農業・林業・鉱業系	0	0																								
ポリテク施設内訓練	建設系	4	96			1	24					1	24					1	24					1	24		
ポリテク施設内訓練	製造系	11	156	1	12			2	30	1	12			2	30	1	12							2	30		
ポリテク施設内訓練	事務系	0	0																								
ポリテク施設内訓練	情報系	0	0																								
ポリテク施設内訓練	サービス系	6	102	1	18					1	18			1	15	1	18					1	18		1	15	
ポリテク施設内訓練	介護系	0	0																								
ポリテク施設内訓練	その他	2	30			1	15									1	15										
求職者支援訓練	農業・林業・鉱業系	0	0																								
求職者支援訓練	建設系	0	0																								
求職者支援訓練	製造系	0	0																								
求職者支援訓練	事務系	8	130	3	50					1	15			3	50					1	15						
求職者支援訓練	情報系	1	15							1	15																
求職者支援訓練	サービス系	0	0																								
求職者支援訓練	介護系	4	60	1	15					1	15			1	15					1	15						
求職者支援訓練	その他	18	275	5	80					5	75			4	60					3	45						
				1	15																						
合計		107	1,817	26	365	4	79	7	131	15	252	3	57	8	144	13	222	4	70	6	116	9	155	2	42	10	184